

児童扶養手当所得制限限度額表（令和6年11月以降）

（単位：円）

扶 養 親族等 の 数	受 給 資 格 者 本 人				孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

（注） 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。

2. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。

（1）本人の場合は、

①同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき15万円

（2）孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

3. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。